

三次市まち・ゆめ基本条例検証委員会設置要綱

平成21年10月26日告示第158号

改正 平成24年3月30日告示第56号

(設置)

第1条 市は、三次市まち・ゆめ基本条例（平成18年三次市条例第1号。以下「条例」という。）第30条の規定に基づき、条例がまちづくりにふさわしいものであるか、市民の参加を得て検証し、必要に応じて見直しを行うため、三次市まち・ゆめ基本条例検証委員会（以下「検証委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検証委員会は、条例の検証を行い、市長に提言を行うこととする。

(組織)

第3条 検証委員会は、委員9人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 住民自治組織等から選出された者
- (2) 公募による応募者
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、市長が委員を委嘱した日から、市長に意見提言する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 検証委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、検証委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 検証委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 検証委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 検証委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長が審議上必要であると認めるときは、委員以外の者を検証委員会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(庶務)

第8条 検証委員会の庶務は、地域振興部地域振興課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、検証委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年10月26日から施行する。

附 則(平成24年3月30日告示第56号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。